

令和8年度6災 市道小田屋東山里線外 七軒地橋外 橋梁災害復旧調査業務

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

本仕様書は、輪島市（以下「甲」とする。）が発注する『令和8年度6災 市道小田屋東山里線外 七軒地橋外 橋梁災害復旧調査業務』に適用する。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

第3条 業務の目的

本業務は、災害復旧工事設計に資する地質情報を得ることを目的とする。

第4条 対象範囲

輪島市里町 外 地内

第5条 業務計画書

本業務を実施するにあたっては、委託契約締結後、速やかに設計書及び本仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、調査職員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記の各号に掲げる事項を明記したものとする。

- ・業務工程計画
- ・業務組織計画
- ・その他必要と認められる事項

第6条 中立性の保持

受託者（以下「乙」とする。）は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第7条 業務内容

1. 調査業務

- ・ボーリング調査 $\phi 66\text{mm}$ 鉛直オールコア $L = 4.4\text{m}$
- ・ボーリング調査 $\phi 86\text{mm}$ 鉛直ノンコア $L = 8\text{m}$
- ・標準貫入試験 $N = 4.4$ 回
- ・孔内水平載荷試験（普通載荷） $N = 2$ 回
- ・土粒子の密度試験 $N = 1.6$ 試料
- ・土の粒度試験（沈降分析） $N = 1.6$ 試料
- ・土の粒度試験（ふるい分析） $N = 2.0$ 試料
- ・土の液性限界試験 $N = 1.6$ 試料

- ・土の塑性限界試験 N＝16 試料

2. 解析業務（橋梁毎）

- ・計画準備 地質調査 N＝1 業務
- ・既存資料の収集・現地調査 N＝1 業務
- ・資料整理とりまとめ N＝1 業務
- ・断面図等の作成 N＝1 業務
- ・総合解析とりまとめ N＝1 業務
- ・軟弱地盤技術解析 N＝1 式
- ・打合せ等 N＝1 業務

第8条 打合せ等

打合せ協議は、業務の着手前、中間時、成果物納入時の3回以上行い、円滑な業務の実施を図るものとする。また、乙は打合せ協議終了後、速やかにその結果を整理し、打合せ記録簿を提出するものとする。

第9条 試料の取扱い

- ① 採取した試料は、採取後入念に観察し、正確な記録を取らなければならない。
- ② 採取後、少なくとも下記の点を記録しなければならない。
 - ・試料番号、深度、年月日
 - ・土質の型（砂、沈泥、粘土等の区別）
 - ・締まり方
 - ・色及び臭い
 - ・その他参考となる事項
- ③ 採取した試料は、パラフィン紙でつつみ、保存管に入れテープで密封しなければならない。
- ④ 試料の輸送は慎重に行い、打撃や振動がかからないように注意して扱わなければならない。また、試料を試験室に格納する際は、試料を攪乱する恐れのないように十分注意しなければならない。

第10条 試料標本及び報告書

- ① ボーリング調査により採取された試料は、採取年月日、採取位置、その他の記録を付したボーリング柱状図とともに標本箱に丁寧に納め、ボーリング箇所毎に整理して監督員に提出する。
- ② 報告書には、下記の事項を記載するものとする。
 - ア、ボーリングの位置図・本数・深度
 - イ、ボーリングの作業記録（年月日、地下水位、採取時の試料の色・臭い・膨張性）
 - ウ、地質調査結果（深度・水位、地層断面図、層厚、土質、色及び臭い、打撃回数、組成・粒の大きさ、硬度、その他の性質）

第11条 機密の保持

乙は業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第12条 成果品

本業務により提出する成果品は、次のとおりとする。

報告書	N = 2 部
電子データ	N = 1 式

第13条 成果品の帰属

成果品は全て甲の所有とする。また、乙が資料を公表、借用及び使用する場合は、その都度甲の承認を受けるものとする。

14条 業務の瑕疵

乙は、委託業務が完了し成果品引渡し後といえども、成果品に瑕疵等が認められた場合には、速やかに乙の責任において修正提出しなければならない。

第15条 疑義

この仕様書に明記していない事項または疑義が生じた事項、本仕様書の変更を要する場合は、甲乙の協議によりこれを定めるものとする。